

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、社会からの信頼を獲得し、中長期的に企業価値を高めるべく経営の適法性・透明性および迅速性を確保し、経営効率の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。詳細につきましては、後記【原則3-1 情報開示の充実】(ii)に掲載しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、取引関係維持・強化や業務提携における事業拡大等の持続的な企業価値向上に資する場合において限定的に保有する方針とし、その判断を定期的に変更いたします。その結果は、毎年取締役会で検証されるものとします。

議決権行使については、当該会社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資する内容であること等の観点から判断し、適切に行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の役員との取引を行う場合には、かかる取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、以下のとおりの体制を整備しております。

・原則として、全ての取締役および執行役員は、職務上の地位を利用して自己もしくは第三者のための取引または競業取引を行ってはならない旨を社内規程において定めております。

・ただし、相当の理由がある場合には、取締役会での承認を要すること、また取引が実行された際には、遅滞なくその取引についての重要な事実を取締役に報告しなければならない旨を社内規程において定めております。

・監査役は、競業取引、利益相反取引、当社がする無償の財産上の利益供与(反対給付が著しく少ない財産上の利益供与を含む。)および子会社もしくは株主等との通例的でない取引について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する旨を社内規程において定めております。

・当社の役員に対して、毎年度末に関連当事者取引に関する「確認書」の提出を義務付け、取引の事実の有無について取締役会にてモニタリングし、重要性の高い取引がある場合には、会社法および金融商品取引法に則り開示いたします。

なお、当社には、現在、議決権の10%以上を保有する株主は存在しませんが、かかる株主との取引を行う場合には、一般的な取引と同様に、社内規程において定められた決裁基準に基づき取引の可否を判断します。かかる取引のうち重要性の高い取引や通例的でない取引については、事前に取締役会の承認を得ることとします。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i)社是、経営理念、長期経営構想、中期経営計画

当社は、社是を「人の和と創意で社会に貢献」としております。また、経営理念を「最高の品質創りを重点に社業の発展を図り社会に奉仕する」、「全員の創意を發揮し顧客のニーズに対応した特色ある技術を開発する」、「人材育成と人間尊重を基本として人の和と品性を高揚する」としております。

当社は、2023年の創立100周年に向けたグループの長期経営構想「GReeN PRIDE 100」を策定しております。「顧客の期待に応え、信頼・信用され続ける企業グループ」「グローバル市場で存在感を認められる環境企業」「地球環境に貢献する環境ソリューションプロフェッショナル」を実現し、請負工業から総合エンジニアリング企業へ転換することを企図しております。

長期ビジョン実現に向けた第1ステップ(2014年度～2016年度)を「変革の基礎づくり」とした中期経営計画「iInnovate on 2016」の成果を踏まえ、引き続き、第2ステップ(2017年度～2019年度)を「成長に向けた変革の断行」とする中期経営計画「iInnovate on 2019 just move on!」に取り組んでおります。「利益重視の徹底」「グループ総合力の發揮」を基本方針のもと、「稼ぐ力の強化」「グループシナジーの發揮」「国際事業の収益安定化」「柱となる新事業の構築」「社員の活力向上」「業務の革新」を重点取組課題として、グループの総力を挙げて収益の拡大と持続的な成長を実現すべく事業構造改革を進めております。

これらの詳細につきましては、当社ホームページ(<https://www.tte-net.com/ir/plan.html>)に掲載しております。

(ii)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「人の和と創意で社会に貢献」を社是とし、自らの企業活動を通じて、株主、従業員、顧客、協力会社、地域社会の各ステークホルダーに貢献するCSR経営を根幹に位置付け、社会から信頼を確保するよう努めます。

また、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとらえ、実効的なコーポレート・ガバナンスの実践を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ります。

1. 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利確保)

当社は、株主が重要なステークホルダーであると認識し、平等にその権利を行使できるよう環境を整備します。少数株主、外国人株主についても、平等性の確保および適切な権利行使の確保に努めます。

(資本政策の基本的な方針)

当社は、安定した財務基盤を確保することにより株主、顧客、取引先をはじめとするステークホルダーからの信用を高めます。同時に、資本の有効活用等、資本の効率性・適切性が重要な課題であることを認識した上で、ROE等を意識した効率的な経営に努めます。

利益配分につきましては、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと位置づけ、収益性と資本効率性を高めつつ、安定した配当を行うことを基本方針としております。

また、配当性向を勘案するとともに、大型の資金需要がない場合等は、自己株式取得を含めた総還元性向を意識して、株主還元を推進してまいります。

内部留保資金につきましては、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値向上を目的として、競争力強化のための技術開発や財務体質強化ならびに事業領域拡大等のための業務・資本提携の原資とするとともに、株主価値向上を図るための自己株式の取得等について機動的に取り組んでまいります。

2.株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(経営理念)

当社は、経営理念である「最高の品質創り、特色ある技術開発、人材育成と人間尊重」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、全てのステークホルダーとの協働が必要不可欠であると考えております。ステークホルダーとの協働を実践するため、経営陣が先頭に立ってステークホルダーの権利、立場や企業倫理を尊重する企業風土の醸成に努めます。

(サステナビリティ)

当社は、近年のグローバルな社会・環境問題に対する関心の高まりを踏まえ、良き企業市民として社会的責任を担いつつ企業価値の向上に努め、持続可能な社会の実現に資するCSR活動を推進します。

企業倫理の徹底をはじめ、公正で透明性の高い経営を推進し、環境ソリューション企業を標榜する企業体として、環境保全活動を積極的に推進します。

3.適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

当社は、法令により義務づけられるか否かに必ずしもとられることなく、投資家の保護および資本市場の信頼性確保の観点から、適時・適切に情報開示を行うよう努めます。

情報開示にあたっては、当社と株主との間で、建設的な対話を実現するよう、正確さ、分かりやすさに努めます。

(会計監査人)

会計監査人は、監査役、経理財務部門、内部監査部門等の関連部門と連携し、監査日程や監査体制の確保に努め、適正な監査を行います。

当社は、会計に影響を与える事象の発生について、速やかに監査法人に報告し、会計処理方針を相談または告知しております。会計監査人は当該事象の正確な背景、事実関係を把握した上で意見形成に努めます。

4.取締役会等の責務

(取締役会の役割・責務)

当社は、取締役会の主要な役割・責務である「企業戦略等の方向性提示」「リスクテイクを支える環境整備の構築」「経営陣・取締役に対する実効性の高い監督」を十分に実行できるよう、任意の委員会の設置等の仕組みを構築し活用してまいります。

また取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行い、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性を確保します。

(独立社外取締役の活用)

当社は、「経営の監督と執行の分離」を推進し、経営の監督における取締役会の独立性および客観性を確保するため、経営陣から独立した社外取締役の判断を活かしてまいります。

独立社外取締役は、専門分野と豊富な経験と識見を活かして、経営の方針や経営改善について、独立した立場から有用な指摘、意見等を述べていただくことを通じて、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資する審議を行うことが可能と考えております。

(取締役会の実効性評価)

当社は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、取締役会全体が適切に機能しているか確認いたします。定期的に各取締役、各監査役の自己評価に基づき取締役会全体として実効性について分析・評価を行うとともに、社外取締役および社外監査役から直接当該内容に関する指摘、意見を得て、問題点の改善等、適切な措置を講じます。

本評価の分析結果につきまして、取締役会の意思決定機能・監督機能の向上に活用し、その概要を開示いたします。詳細については、後記【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性の分析・評価、その結果の概要の開示】をご参照ください。

5.株主との対話

(株主との対話)

当社は株主の意見に耳を傾け、適切な対応をとっていくことが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながると認識しています。そのため、当社は株主との対話や資料の開示等を通じて、株主と建設的な関係を築いていくよう努めます。詳細については、後記【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】をご参照ください。

(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員の報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、役員報酬に関する客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。なお、本報告書提出時点において、指名報酬委員会は5名の委員により構成されているところ、そのうち3名が社外取締役となっております。

取締役の報酬については、当社の事業を中長期的に成長させ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上していくことを目的として、コーポレート・ガバナンスを巡る動向や外部専門機関による調査データ、他社の報酬水準等を考慮の上、健全なインセンティブ(動機付け)の一つとして機能する報酬制度とする方針を決議しております。

報酬の構成は、基本報酬、短期(年次)インセンティブとしての賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションとし、当該方針を考慮した構成割合に設定しております。

なお、社外取締役については、基本報酬のみとし、賞与および株式報酬型ストックオプションはございません。

基本報酬の額は各取締役の役位に応じて決定されますところ、社外取締役を除く取締役の基本報酬は、内規に基づく当社株式の取得が行われることを考慮しており、社外取締役を除く取締役は、基本報酬の一部を役員持株会に拠出することを通じて当社株式の取得に努めることとしております。賞与は、単年度業績目標達成等への士気向上を目的とし、また、株式報酬型ストックオプションは、中長期的な業績向上と企業価値向上へ

の貢献意欲等を一層高めることを目的としております。

執行役員の報酬につきましても、取締役と同様に、基本報酬、短期(年次)インセンティブとしての賞与および中長期インセンティブとしての株式報酬型ストックオプションにより構成され、指名報酬委員会における審議を経て、取締役会の決議により決定いたします。

(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名に関する客観性・透明性を高めるために、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会に推薦いたします。ただし、監査役については、取締役会に候補を推薦するに際し、監査役会の同意を得るものとしたします。なお、本報告書提出時点において、指名報酬委員会は5名の委員により構成されているところ、そのうち3名が社外取締役となっております。

取締役候補の指名基準として、事業経営に関する識見を有し、先見性、洞察力、客観的判断力等に優れること、グループの持続的成長と企業価値向上のためリーダーシップを発揮できること、次世代の経営幹部育成に積極的な貢献が見込まれること、品格に優れ、人望厚く、高い倫理観、胆力を有していること、心身ともに健康で業務の遂行に支障がないこと、特別な利害関係がある等特段の問題を有していないこと等を総合的に判断いたします。上記基準に加え、社外取締役でない取締役(業務執行取締役)については、担当する分野における豊富な経験と識見を有するとともに、全体最適の観点から業務執行が可能なバランス感覚とリーダーシップを有することを要件といたします。また、社外取締役については、専門分野や企業経営に関する豊富な経験と識見を活かして、独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけることを要件としております。なお、独立社外取締役の独立性確保のための基準は、後記[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]に記載しております。

監査役候補の指名基準として、監査役の責務を果たすための資質を有していること、高度な倫理観を有していること、心身ともに健康であること、特別な利害関係がある等特段の問題を有していないこと等を総合的に判断いたします。上記基準に加え、社外監査役でない監査役については、当社の事業に関する豊富な経験と識見を有し、適切な監査を行うことが可能であることを要件といたします。また、社外監査役については、専門的見地や企業経営に関する豊富な経験と識見を活かして、独立した立場から適切な監査を行うことが可能であることを要件としております。なお、独立社外監査役の独立性確保のための基準は、後記[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]に記載しております。

執行役員の選任基準として、高い専門性、実績を有し、経営戦略上の重要なマネジメントを担えること、グループの持続的成長と企業価値向上のためリーダーシップを発揮できること、次世代の経営幹部育成に積極的な貢献が見込まれること、品格に優れ、人望厚く、高い倫理観、胆力を有していること、心身ともに健康で業務の遂行に支障がないこと、特別な利害関係がある等特段の問題を有していないこと等を総合的に判断いたします。

(v)取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

当社は、取締役・監査役候補の指名に際して、株主総会招集通知において、それぞれ候補者とした理由を記載しております。なお、現在の取締役および監査役を取締役候補者および監査役候補者として指名した際の、個々の指名についての説明は、以下のとおりです。

代表取締役会長社長執行役員 大内 厚

大内 厚氏は、2010年4月から取締役社長、2016年4月から取締役会長としての職責を担っており、経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮しております。引き続き、当社事業全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

代表取締役専務執行役員国内事業統括本部長兼品質・環境・安全担当 高原長一

高原長一氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また本支店長、事業本部長および国内事業統括として、当社の設備工事事業をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、国内本支店経営、国内事業統括および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役専務執行役員営業統括 松浦卓也

松浦卓也氏は、当社入社以来、受注活動および営業企画等の分野における豊富な経験と識見を有しており、また本部長として、当社の設備工事事業の営業をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、営業全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役常務執行役員国際事業統括本部長兼海外関係会社担当 田淵 潤

田淵 潤氏は、当社入社以来、国内外の設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また支店長、事業本部長および国際事業統括として、当社の設備工事事業をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、国内外支店経営、国際事業統括および技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役常務執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長兼経営戦略担当兼コンプライアンス担当 原 芳幸

原 芳幸氏は、金融機関勤務における財務等の豊富な経験と識見を有しており、当社入社以来、経営企画部長として、長期経営構想ならびに半年度および中期経営計画の策定や、コーポレートガバナンス・コードへの対応をはじめ、一定程度の実績を上げております。引き続き、経営企画、財務、および経営管理全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役常務執行役員事業革新本部長兼事業革新本部イノベーションセンター長兼事業革新本部イノベーションセンターマーケティング部長兼技術担当兼新規事業開発担当兼国内関係会社担当 山分弘史

山分弘史氏は、当社入社以来、設計・施工等の分野における豊富な経験と技術全般に関する識見を有しており、また事業部長および本部長等として、当社の産業設備工事およびエンジニアリング事業をはじめ、品質・環境・安全等、一定程度の実績を上げております。引き続き、技術全般に関する識見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、および取締役会の機能強化が期待できるものと判断いたしました。

取締役 松永和夫

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

取締役 藪中三十二

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

取締役 内野州馬

本報告書後記、当該社外取締役「選任の理由」に記載しております。

常勤監査役 山本幸利

山本幸利氏は、当社における施工、技術行政等技術全般、および総務人事等の管理全般に関する識見を活かすことにより、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

常勤監査役 近藤邦弘

近藤邦弘氏は、金融機関勤務における財務および会計等に関する豊富な経験と識見を有しております。また、当社入社以来、当社東京本店副本店長、営業本部副本部長等を務めており、経営の監督とチェック機能を期待できるものと判断いたしました。

監査役 伊藤鉄男

本報告書後記、当該社外監査役「選任の理由」に記載しております。

監査役 瀬山雅博

本報告書後記、当該社外監査役「選任の理由」に記載しております。

監査役 藤原万喜夫

本報告書後記、当該社外監査役「選任の理由」に記載しております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、「取締役会規則」、「経営会議規程」において、取締役会、経営会議で審議する事項等を定めています。

取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、経営に関する基本方針、その他の重要な業務執行に関する事項を決定するとともに、代表取締役、その他の取締役の職務の執行を監督し、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。なお、取締役会決議事項については、重要な財産の処分・譲受けや多額の借財等に関して一定の定量基準を定めるなどして、手続きを明確化しております。

経営会議は、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、本社各部長、各本部長により構成され、経営に関する重要な事項の審議の充実と経営資源配分の意思決定迅速化を図っており、経営会議で経営に関する重要な事項を審議した上で、取締役会への付議を決議します。経営資源配分に係る事項については、当会議にて決議の上、取締役会に報告しております。なお、経営資源配分に係る事項については、固定有形資産の取得等の項目毎に定量的な決裁基準を定めるなどして、手続きを明確化しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役9名のうち3名を独立社外取締役として選任しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社の社外役員の独立性判断基準は、以下のとおりです。

社外役員の独立性に関する基準

1.当社を主要な取引先(注)とする者またはその業務執行者でないこと

(注)当社を主要な取引先とする者とは、直前事業年度および過去3事業年度(以下「対象事業年度」という。)における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、取引先の売上高の2%以上を占めている企業をいう。

2.当社の主要な取引先(注)またはその業務執行者でないこと

(注)当社の主要な取引先とは、直前事業年度および過去3事業年度(以下「対象事業年度」という。)における当社との取引について、各対象事業年度における取引の総額が、原則として、当社の売上高の2%以上を占めている企業をいう。

3.当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)でないこと

(注)多額の金銭その他の財産とは、その価額の総額が、原則として、1事業年度について1,000万円以上のものをいう。

4.最近において次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた者でないこと

(1)1.2.または3.に掲げる者

(2)当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役

(3)当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(4)当社の兄弟会社の業務執行者

5.次の(1)から(8)までのいずれかに該当する者(重要(注)でない者を除く。)の近親者(注)でないこと

(1)1.から前4.に掲げる者

(2)当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(3)当社の子会社の業務執行者

(4)当社の子会社の業務執行者でない取締役または会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(5)当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役

(6)当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)

(7)当社の兄弟会社の業務執行者

(8)最近において前(3)、(4)または上場会社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者

(注)「重要な」者とは、1.または2.の業務執行者については各会社・取引先の役員・部長クラスの者、3.の所属する者については各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士(いわゆるアソシエイトを含む。)とする。また、近親者とは、二親等内の親族をいう。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社の取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。そのためには、活発な審議と迅速な意思決定を、適切な人数をもって行うことが必要と考えております。業務執行取締役は各専門分野における豊富な経験と識見を有するとともに全体最適の観点から業務執行が可能なバランス感覚とリーダーシップを有するメンバーで構成することが必要と考えております。他方、社外役員については、社外取締役は専門分野と豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、また、社外監査役は専門的見地や経営に関する豊富な経験と識見を活かして独立した立場から、それぞれ有用な指摘、意見を述べていただくことを通じて、当社の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に資する審議を行うことが可能と考えております。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任の状況】

社外取締役および社外監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、当社が委嘱する役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を振り向けていただけることを確認しております。また、取締役会・監査役会の日程については、あらかじめ確認および調整を行い、出席率向上のための環境整備に努めております。重要な兼職の状況につきましては、事業報告、株主総会参考書類、有価証券報告書等において開示しております。なお、社外取締役でない取締役および社外監査役でない監査役につきましては、重要な兼職はありません。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の有効性の分析・評価、その結果の概要の開示】

当社は、取締役会の有効性・実効性を担保するために、毎年、各取締役、各監査役の自己評価に基づき取締役会の実効性評価を実施しております。

各取締役、各監査役は、「自己評価表」に基づき、自己評価を行い、その結果については、代表取締役および社外役員が協議をしたうえで、取締役会で分析・評価しております。

当該分析・評価の結果の概要は次のとおりであり、取締役会全体の有効性・実効性は確保されているものと判断いたします。本結果を踏まえ、更なる取締役会の監督機能および意思決定機能の向上に努めてまいります。

・取締役会の傘下に経営会議および内部統制委員会を設置し、重要な決議事項の審議の充実および内部統制の強化を推進した結果、取締役会の責務は、昨年度と同様に継続して果たされていることが確認されました。

・取締役会において活発な議論が行われ、多角的かつ十分な検討が行われている等、活性化していることが認められたものの、一層の審議充実を図るため、権限委譲による取締役会付議事項の厳選が必要であるとの意見が存しました。

・取締役および監査役が求められる役割を果たすためには、社外研修の活用等により、一層の研鑽に努める必要があるとの意見が存しました。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役および監査役に求められる事項は、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識といった当社特有の事項と、取締役および監査役に求められる役割と法的責任を含む責務といった一般事項に大きく区別できると考えております。

業務執行取締役は、毎年、経営課題検討会による議論等を通じて、当社の事業・財務・組織等、全般に関する理解深耕に努めております。また、業務執行取締役および社外監査役でない監査役は、社外専門家による研修を受講すること等により、取締役または監査役に求められる役割と責務の理解に努めております。

社外取締役および社外監査役に対しては、就任の際および必要に応じて、当社の事業・財務・組織等に関する説明を行うこととし、当社の社外取締役または社外監査役として必要な知識の習得を促し、その求められる役割を果たしうる環境の整備に努めております。

また、個々の取締役および監査役に必要な知識の習得や適切な更新等の機会の提供・斡旋、ならびに必要な費用の支援を行っております。なお、業務執行取締役については、トレーニングの状況を定期的に取締役会において確認することとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株式市場に対する説明・建設的な対話の機会を持ち、当社の経営に対する理解促進に努めております。引き続き、対話を通じて得た情報は、社内において共有を図るとともに必要に応じて反映することを検討してまいります。

(i)株主との対話全般について、下記(ii)～(v)に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定

株主との対話を統括する者を代表取締役会長社長執行役員とし、情報取扱責任者を取締役常務執行役員(コーポレート本部長)、適時情報開示担当者(理事コーポレート本部副本部長兼総務部長)、有価証券報告書等担当者(理事コーポレート本部経理財務部長)としております(本報告書末尾「適時開示体制の概要についての模式図」に記載しております。)

(ii)対話を補助する社内のIR担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携のための方策

上記の部門は、いずれも経営企画部およびコーポレート本部に所属する部門であり、定例会議その他の機会において日常的に情報・課題を共有し、連携を図るとともに、適切な対応に努めております。

(iii)個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会やIR活動)の充実に関する取組み

年2回の決算説明会に加え、適宜、投資家説明会等の対話の機会を企画、開催しております。また、外部の投資家向けイベントに参加しております。

(iv)対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策

取締役や経営陣幹部は、投資家説明会への出席やアナリストレポートの展開等により直接的に情報を入手するほか、定期および必要に応じて担当部門から報告を受けることとしております。

(v)対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

当社は、インサイダー取引の未然防止の観点から、金融商品取引法その他の関連法規や内部情報の管理等に関して定めた「内部者取引管理規則」の遵守を徹底しております。また、対話に際しては、インサイダー情報を伝達したとの嫌疑がなされないよう情報の管理に努めるとともに、選別的でなく公平な情報開示を行っております。また、決算期(四半期・通期)末日の翌日から決算発表日までを「沈黙期間」に設定しております。なお、インサイダー取引の未然防止に関する知識について、習得と更新教育を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険(相)	4,560,540	5.51
第一生命保険(株)	4,231,587	5.11
高砂熱学従業員持株会	3,585,894	4.33
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	2,755,600	3.32
(株)三菱東京UFJ銀行	2,346,246	2.83
高砂共栄会	2,264,071	2.73
(株)みずほ銀行	2,177,092	2.63

日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	2,155,000	2.60
CBNY - GOVERNMENT OF NORWAY	1,232,500	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	1,134,000	1.37

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松永 和夫	その他													
藪中 三十二	その他													
内野 州馬	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松永 和夫	<p>社外取締役の松永和夫氏は、2012年7月から当社社外取締役に選任される2013年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外取締役の松永和夫氏は、行政分野や経済分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に参与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
藪中 三十二	<p>社外取締役の藪中三十二氏は、2012年4月から当社社外取締役に選任される2014年6月の当社定時株主総会までの期間、当社の社外取締役に就任することを前提として非常勤顧問を務めておりましたが、当該業務の内容は独立した社外者としての立場から助言を行うものであること、および、同人に対する顧問報酬は多額でなかった(1,000万円未満)こと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外取締役の藪中三十二氏は、外交分野や行政分野における豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただけるものと判断したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により過去に会社の経営に参与しておりませんが、上記理由から、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
内野 州馬	<p>社外取締役の内野州馬氏は、三菱商事(株)の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.08%(小数点第3位以下を切り捨て)と小さいこと等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外取締役の内野州馬氏は、総合商社の代表取締役およびCFOとして豊富な経験と識見を有しており、それらを活かして独立した立場から経営の監督とチェック機能を果たしていただくとともに、当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p><独立役員に指定した理由> 上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、子会社を含む役員の指名および報酬に関する任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役候補および監査役

候補の指名ならびに取締役の報酬等を決定いたします。委員長は、委員の互選により選任します。社外取締役である委員については、独立した立場から有用な指摘、意見をいただき、客観性・透明性を高めることが期待されています。なお、委員会は1事業年度に1回以上開催することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、年度初めに監査体制・監査計画等について協議を行い、会計監査人有限責任あずさ監査法人から定期的に監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査人の実施する監査への立会いを行っております。監査役は、会計監査人と情報・意見交換などの連携を図ることにより、監査の実効性を高めております。また、監査役は、内部監査室から、定期および随時に、監査の実施状況および結果の報告を受けるとともに、情報の共有を通じて相互の連携を図り、監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
伊藤 鉄男	弁護士														
瀬山 雅博	他の会社の出身者														
藤原万喜夫	他の会社の出身者														

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

伊藤 鉄男		<p>社外監査役の伊藤鉄男氏は、同氏の長年にわたる検事および弁護士としての専門的見地から適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。上記理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 ></p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
瀬山 雅博	<p>社外監査役の瀬山雅博氏は松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および機器の仕入等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.74% (小数点第3位以下を切り捨て)と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外監査役の瀬山雅博氏は、松下電器産業(株)(現 パナソニック(株))における海外関係会社社長および監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断いたしました。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 ></p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>
藤原万喜夫	<p>社外監査役の藤原万喜夫氏は東京電力(株)(現 東京電力ホールディングス(株))の出身であるところ、当社は、同社との間に工事の受注および電力の使用等、通常の営業取引関係を有しておりますが、当該取引については、当社の売上高に占める割合は0.36% (小数点第3位以下を切り捨て)と小さいことに照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。</p>	<p>社外監査役の藤原万喜夫氏は、東京電力(株)(現 東京電力ホールディングス(株))における取締役および監査役、ならびに(株)関電工の社外監査役としての豊富な経験と識見を持ち、それらを活かして適切な監査を行っていただけるものと判断したためであります。</p> <p>また、当社の親会社や兄弟会社、主要株主、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性について特段問題は存しないと考えております。</p> <p>< 独立役員に指定した理由 ></p> <p>上記のとおり、独立性について特段問題は存せず、一般株主と利益相反のおそれがないと考えておりますので、独立役員に指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数	6名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役および社外監査役をすべて独立役員に指定しております。

社外取締役および社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準または方針につきまして、当社は東京証券取引所の上場管理等に関するガイドラインにおいて定められている独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。かかる社外役員の独立性判断基準は、前記【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と当社業績および株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲等を一層高めることを目的に、2011年6月29日開催の第131回定時株主総会の承認を得て、社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

同制度は、取締役に対する株式報酬型ストックオプションのための報酬等の額を1事業年度30百万円の範囲内とし、新株予約権の目的である株式1株当たりの払込金額を1円とする新株予約権を発行して取締役に割り当てるものです。また、株式報酬型ストックオプションの付与は、新株予約権の割当てを受けた取締役に対し払込金額と同等の金銭報酬を支給することとし、払い込みに代えて当該金銭報酬請求権による相殺をすることにより行われます。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役
-----------------	-------------------

該当項目に関する補足説明 更新

株式報酬型ストックオプションの付与の対象となる取締役は、社外取締役を除く取締役6名であります。また、かかる取締役に付与する新株予約権の内容と同内容の新株予約権を、当社従業員(取締役を兼任しない執行役員)24名および完全子会社の業務執行取締役(当社から出向している使用人を除く)14名に対し、当社が必要と判断する個数にて、当該新株予約権の公正価額を基準として決定される額を払込金額として発行いたします。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2016年度:2016年4月1日～2017年3月31日

取締役(社外取締役を除く)の報酬等の額:10名450百万円

社外取締役の報酬等の額:3名33百万円

監査役(社外監査役を除く)の報酬等の額:2名44百万円

社外監査役の報酬等の額:3名38百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬等の総額の最高限度額を決定しております。

当社は、任意の諮問機関として、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役をもって構成する指名報酬委員会を設置しており、当該委員会における審議を経て、取締役会の決議により取締役の報酬等を決定いたします。

当社の取締役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬型ストックオプションにより構成されております。詳細につきましては、前記「原則3-1 情報開示の充実」(iii)「取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しております。

監査役に対する報酬等については、基本報酬のみとし、各監査役の基本報酬の額は、各監査役の職務の内容・量・難易度や責任の程度等を総合的に勘案し、監査役の協議により決定いたします。その職務等に鑑み、監査役に対する賞与およびストックオプション等の株式関連報酬はございません。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役は、主として経営企画部およびコーポレート本部担当者から適宜情報伝達等を受けているほか、取締役会の開催に際して、議案に関する資料などについて事前説明を受けております。また、社外監査役は、各部門の担当者から直接情報伝達等を受けているほか、通常は、取締役会に先立ち開催される監査役会においても、主として常勤監査役から議案に関する資料などについて事前説明を受けております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会および監査役会を設置しております。また、取締役の人数適正化・任期短縮を行うとともに、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ機動的な経営を行うため、執行役員制度を導入しております。

具体的には、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、本社各本部長、各本部長により構成する経営会議を設置して、経営に関する重要な事項の審議の充実と経営資源配分の意思決定迅速化を図っております。また、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、本社各本部長、国内・海外関係会社担当役員により構成し、当社および当社企業集団の内部統制システムの整備および運営を横断的に推進する内部統制委員会や、代表取締役、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、および社外取締役により構成し、当社ならびに子会社の取締役、監査役および執行役員の選解任や報酬を審議する指名報酬委員会を設置しております。

上記に加え、監査役、会計監査人および内部監査室が相互に連携をとり、実効性のある監査を行うことによりコーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

(1) 取締役会

取締役会は、現在9名(うち3名は社外取締役)の男性で構成されており、原則として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催しております。取締役の任期は1年であり、経営責任を明確化しております。社外取締役は、独立した立場から有用な指摘、意見を、また、社外監査役は、客観的・専門的見地から有用な指摘、意見を述べるなど、それぞれ取締役会に出席し、社外役員に期待される役割を果たすよう努めております。

取締役会は、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性の向上と業務執行の適法性・妥当性の確保に取り組んでおります。

(2) 監査役

当社の監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、いずれも男性であります。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しており、また、会計監査人および内部監査部門と連携をとるなど、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めております。子会社については、子会社の取締役および監査役等と、グループ経営会議、グループ監査役会等において情報交換を行い、連携を図っております。弁護士である社外監査役1名を含む社外監査役は、いずれも独立した立場から情報の入手と提供を行い、ともに外部の視点からの監視に努めております。一方、常勤監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から監視を行っており、それぞれの立場から監査の実効性を高めております。

(3) 内部監査

内部監査につきましては、社長直轄部門として内部監査室(スタッフ5名)を設置し、内部監査規程に基づき、独立した立場から業務運営の適正性や効率性に関して計画的に業務監査を実施しております。また、子会社については必要に応じて情報交換等を行っております。内部監査室は、監査結果を代表取締役会長社長執行役員に報告するとともに、必要な措置および改善の実施状況の確認を行っております。また、当社および重要な連結子会社の財務報告に係る内部統制の運用状況の評価を行っております。監査役および会計監査人とも連携を図り、効果的な内部監査の実施に努めております。

(4) 会計監査人

当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、星長徹也氏、木村純一氏であり、有限責任あずさ監査法人に所属しております。それぞれの継続監査年数は、星長徹也氏が5年、木村純一氏が1年であります。また、その補助者は公認会計士7名、その他8名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在、当社は、取締役9名のうち3名を社外取締役としております。社外取締役は、その豊富な経験および識見に基づき、独立した立場および外部の客観的な視点から、助言機能および経営の監督機能を果たすことが予定されております。また、当社は、監査役5名のうち3名を社外監査役としております。各社外監査役は、独立した立場および外部の客観的な視点から、実効性の高い監査を行うことが予定されております。当社としては、これらの社外取締役と社外監査役を通じ、現在の経営の監視・監督機能が十分に果たされているものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の4週間前または5月末日を目途に、早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日を、集中日より2日早い6月27日に設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使に当たって、電磁的方法(インターネット)を2016年から採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに2016年から参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	狭義の招集通知および株主総会参考書類(議案)につきまして英訳を行い、東京証券取引所に開示するとともに、当社のウェブサイトに掲載しております。
その他	株主総会招集通知を発送する前に、当該招集通知(一部内容の英訳を含む)および独立役員届出書を東京証券取引所に開示するとともに、当社のウェブサイトに掲載しております。また、電子投票制度を採用するとともに、機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しております。 2017年5月24日:株主総会招集通知(一部内容の英訳を含む)および独立役員届出書を東京証券取引所に開示するとともに、当社ウェブサイトに掲載 2017年5月29日:株主総会招集通知発送 2017年6月27日:株主総会開催日

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに「ディスクロージャーポリシー」を公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(5月・11月)、会長兼社長が決算概要・経営計画の実施状況・今後の見通しなどを説明しております。証券アナリストおよびファンドマネージャー等、約50名が参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、適時開示資料、決算参考データ資料、中期経営計画等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部広報室(担当役員:取締役常務執行役員コーポレート本部長、連絡責任者:理事コーポレート本部副本部長兼総務部長)	
その他	年2回程度、個人投資家向けのIRイベントに参加しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSRに関する規程を作成しております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社はCSR経営推進の一環として、2012年4月に「CSR活動計画」を策定し、「CSR経営を社業と一体のものとして経営の根幹に位置づけ、良き企業市民として社会的責任を担いつつ企業価値の向上に努め、持続可能な社会の実現を目指す」ことをCSRの基本的な考え方とし、強化しております。そのほか、2012年4月に「環境基本規程」を制定し、エネルギー・資源の有効利用および環境負荷低減技術の開発ならびに利用を推進する環境保全活動に取り組んでおります。なお、当該活動については「CSR報告書」として取りまとめ、当社ウェブサイト等にて公開しております。なお、「CSR報告書」は、本年から「統合報告書」に改編する予定であります。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>株式会社東京証券取引所の上場規程等において定める基準に従い適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努め情報を開示しております。また、基準に該当しない情報についても、投資者の判断に資すると判断した情報は積極的に開示する方針としております。</p>
<p>その他</p>	<p>現状、当社の取締役9名および監査役5名は、男性のみで構成されております。今後、当社の取締役および監査役に相応しい女性の人材が存するときは、性別にかかわらず候補者とすることを検討してまいります。</p>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、2015年4月17日開催の取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであります。なお、従前の「業務の適正を確保するための体制」からの主な変更点は、平成26年会社法改正も踏まえ、「グループ内部統制に関する体制」および「監査役監査環境整備に関する体制」をより充実させたこと等であります。また、2017年3月24日開催の取締役会において、同年4月以降、企業倫理委員会とリスク管理委員会を統合し、リスク・コンプライアンス委員会に改組することを決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、コンプライアンス担当役員の任命、リスク・コンプライアンス委員会や相談窓口の設置、コンプライアンス推進の専任部署であるコンプライアンス室の設置、内部通報制度の充実、コンプライアンス上重要なテーマを定めたコンプライアンス・プログラムの設定など、コンプライアンス体制を整備いたします。
- b グループ役職員の基本的な行動基準を示したグループ行動指針を制定し、継続的な指導・教育・研修を通じてコンプライアンスの徹底を図ります。
- c 社外取締役の選任により取締役会における審議の活性化と更なる経営監督機能の強化を図ります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の記録・保存、情報漏洩や不正使用の防止および情報の有効活用のため文書管理に関する規程や情報セキュリティ基本方針を定めるなど、会社情報の適正な管理体制を整備いたします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a リスク管理規程を定め、全社的なリスクマネジメントを推進するリスク・コンプライアンス委員会を設置するなど、リスク顕在化の未然防止を図る体制を整備いたします。
- b 危機管理規程を定め、リスクが顕在化した場合に迅速かつ適切な対応を行う危機管理会議を開催するなど、不測の事態に的確に対応できる体制を整備いたします。
- c 大規模災害に対応した事業継続計画を定め、定期的な訓練を通じて計画を見直し実効性を高めるなど、緊急事態の発生に対する事業継続力の向上を図ります。
- d 品質・安全・環境・コンプライアンス・情報・損益等の機能別リスクについては、対応する部門を定め、適切なリスク管理体制を整備いたします。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会の傘下に社長を議長とする経営会議の設置、および執行役員制度の導入により経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確にし、迅速かつ効率的な経営を推進いたします。
- b 意思決定の迅速化や業務執行などの経営の効率化を図るため、業務分掌規程、職務権限規程、決裁基準などの規程を整備いたします。

(5) 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- a 子会社における経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、重要事項についての協議および報告ルールを関係会社管理規程に定めるなど経営管理体制を整備いたします。すなわち、子会社における一定の重要な事項については、当社と事前協議を行い、当社の承認を得ることとしております。また、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ報告を求めております。さらに、定期的に、当社経営陣および子会社社長が出席する会議を開催し、業務の適正を確保してまいります。なお、リスクが顕在化した場合には、子会社に対し、当社窓口部門への速やかな報告を求めております。
- b 当社と基本的な考え方を共有するため、グループ全体に適用される規程の制定や子会社各社の社内規程を整備することにより、企業集団としてのリスク管理体制、危機管理体制および内部通報制度を含めたコンプライアンス体制を構築いたします。
- c 内部監査室による監査を実施するとともに、必要に応じて当社より取締役および監査役を派遣すること等を通じて子会社の適正な業務執行を監視いたします。
- d 財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な内部統制体制を整備いたします。

(6) 監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助するため監査役室を設置し、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する使用人を選任し、監査役室に配置いたします。また、当該使用人の人事に関する事項は、監査役と協議して決定し、当該使用人の独立性および当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役および使用人から監査役への報告事項については、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備いたします。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前項の監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう体制を整備いたします。

(9) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、所定の費用または債務の履行を請求するときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、これを支払います。また、監査の実効性を担保するため、監査の諸費用について予算を確保いたします。

(10) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制

- a 代表取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況および監査上の重要課題について意見交換を行い、相互の意思疎通を図ります。
- b 監査役と内部監査室および会計監査人が、定期的に監査の状況について協議し、情報の共有と連携を図り、効果的かつ効率的な監査を行います。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備いたします。

(業務の適正を確保するための体制等の運用状況の概要)

当社は、取締役会において決議した上記「業務の適正を確保するための体制」に基づき、体制等の整備と適切な運用に努めております。当該体制等に関する2016年度(2016年4月1日～2017年3月31日)の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会を12回開催し、取締役の職務執行の適法性および適正性等を確保するために、当社から独立した社外取締役が出席し、独立した立場から当社の経営に有用な指摘、意見をいただくなど、経営の監督とチェック機能を果たしていただきました。

代表取締役会長社長執行役員を議長または委員長とするCSR活動推進のためのグループCSR推進会議を2回、企業集団を横断した内部統制システムの充実強化を目的とした内部統制委員会を4回、代表取締役副社長を委員長とする企業倫理委員会を4回、それぞれ開催し、企業倫理の徹底をはじめ、内部統制態勢の整備等、公正で透明性の高い経営を推進いたしました。

全役職員を対象としたeラーニングによるコンプライアンス研修を実施し、独占禁止法違反再発防止策の徹底および風化・形骸化防止に努めるとともに、勉強会等を実施し、適正な調達取引等の徹底に努めました。また、内部通報制度の周知による利用促進を図るなど、日常業務におけるPDCA活動によるコンプライアンスの徹底に取り組みました。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の記録、決裁文書その他の取締役の職務の執行に係る情報について、文書または電磁的媒体に記録し、保存および管理を行っております。また、情報セキュリティ方針を周知するとともに、情報漏えい対策の徹底に取り組みました。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については代表取締役会長社長執行役員を最高責任者とするとともに、代表取締役副社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。当事業年度は、当該委員会を4回開催し、グループ会社を含めたリスク管理を強化するとともに、経営への影響度や発生可能性を評価したうえで重点管理リスクを設定し、重点管理リスク低減策のPDCA管理を推進いたしました。また、熊本地震における諸対応を踏まえ、BCP(事業継続計画)の見直し、訓練の実施による震災等の対応力の強化等を行いました。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む12名(本報告書提出日現在、社外取締役3名を含む9名)の取締役で構成され、社外監査役3名を含む監査役5名も出席しております。取締役会を12回開催し、重要な業務執行の決定と取締役の職務の執行の監督を行うことにより、経営の効率性向上ならびに業務執行の適法性および妥当性の確保に努めました。また、取締役会の運営体制見直しの一環として、金額的に軽微な財産の処分または譲受けなど一定程度の事項について委任する経営会議を12回開催し、更なる迅速かつ機動的な経営を行うとともに経営監督機能の強化に努めました。

(5)当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記(1)のグループCSR推進会議を2回開催したほか、当社の国内グループ会社社長が出席するグループ経営会議を3回開催するとともに、適宜、グループ会社および当社グループ経営推進部から報告を受けました。国際事業については、海外現地法人社長が出席する拠点長会議を3回開催するとともに、適宜、海外現地法人および当社国際事業本部から報告を受けました。グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または経営会議規則その他関連規程に基づいて承認もしくは決裁等を実施いたしました。また、代表取締役会長社長執行役員の直轄部門となる当社内部監査室は、業務全般について、適法性、妥当性および効率性の観点から内部監査を実施いたしました。加えて、各グループ会社に当社従業員を役員等として派遣し、業務の適正確保に努めました。なお、グループ役職員の基本的な行動指針であるグループ企業倫理綱領につきまして、ナショナルスタッフを含めた一層の理解促進および統一感等を図るべく、2016年4月1日から改定のうえ、実施いたしました。

(6)監査役を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役室を設置し監査役の職務を補助するための使用人を配置しております。当該使用人は、監査役の指揮命令に従い、職務を遂行いたしました。

(7)監査役体制

当社の監査役は5名で、うち3名は社外監査役であり、監査役会を13回開催いたしました。監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、ガバナンスの実施状況の監視、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧および事業所の往査を実施しており、また、会計監査人および内部監査部門と連携をとるなど、実効性ある監査により取締役の職務執行の監査に努めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と、上記(5)のグループ経営会議、グループ監査役会(2回開催)等において情報交換を行い、連携を図りました。弁護士である社外監査役1名を含む社外監査役は、いずれも独立した立場から情報の入手と提供を行い、ともに外部の視点からの監視に努めました。一方、常勤監査役は当社における豊富な経験に基づき、業務に精通した立場から監視を行い、それぞれの立場から監査の実効性を高めました。社外監査役は、経営管理本部その他各部門の担当者から直接情報伝達等を受けたほか、通常は、取締役会に先立ち開催される監査役会においても、主として常勤監査役から議案に関する資料などについて事前説明を受けました。

また、当社は、監査役監査環境整備規程を制定し、法定事項のほか、当社や当社子会社について、著しい損害を及ぼす事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為、内部監査の結果や内部通報の状況などについて報告する体制を整備しております。なお、内部通報者保護に関する規程を適用するなど、監査役への報告をした者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないよう、体制を整備しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力・団体との関係を遮断するため、グループ行動指針に反社会的勢力・団体に対しては断固とした態度で対応し一切の関係を持たない旨を定め、教育・研修を通じた周知徹底や外部専門機関との連携を図るなど、実践的対応が可能な社内体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

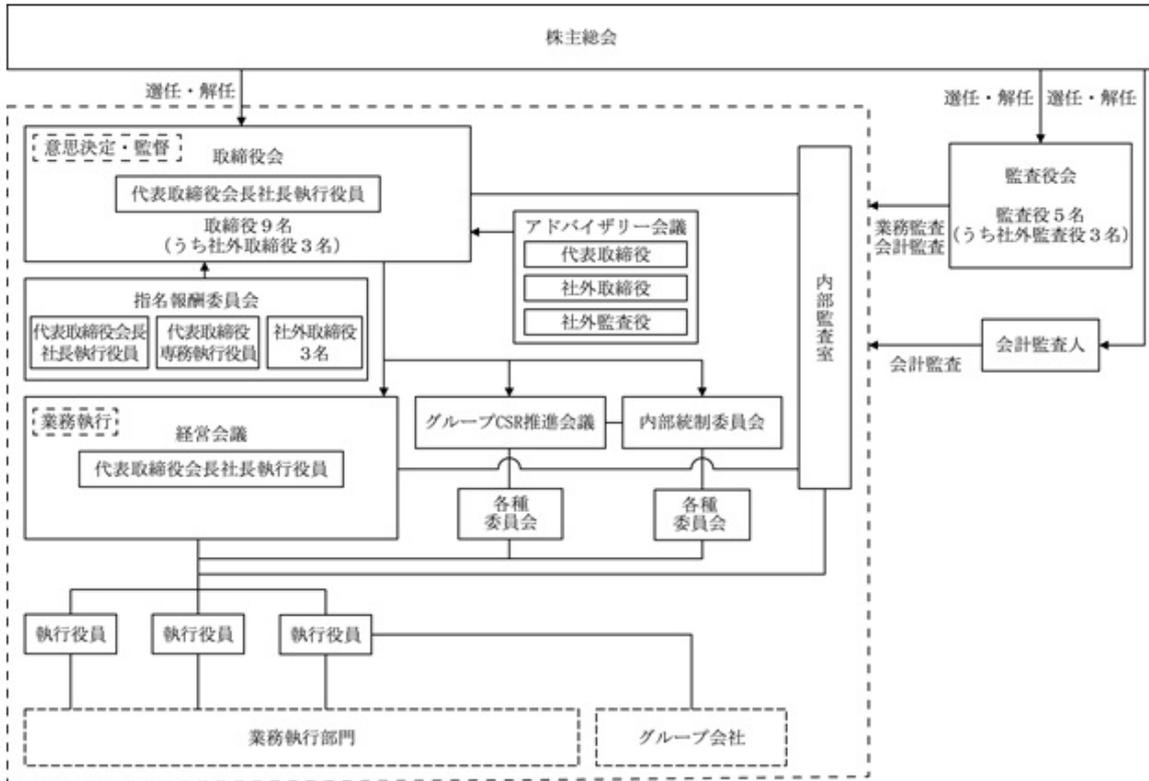
買収防衛策の導入の有無

なし

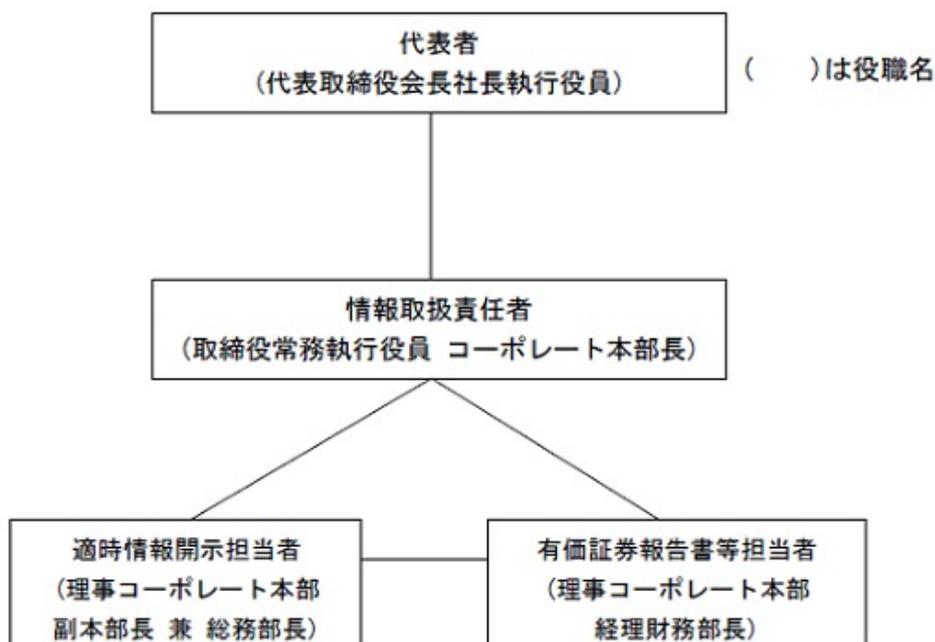
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図および適時開示体制の概要についての模式図は、以下の通りです。



【適時開示体制の概要についての模式図】



適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりであります。

- (1) 代表者および情報取扱責任者は、開示すべき情報の適時性、適法性、正確性、公平性の確保に努めております。また、適宜、経営会議および取締役会において審議、報告を行っております。
- (2) 適時情報開示担当者は、平素より適時開示規則および関連法規の遵守はもとより、関係部門から迅速かつ網羅的に情報を収集しつつ業務を遂行しております。また、他社開示例を参照するなど、適切な開示資料の作成および情報開示の充実に努めております。
- (3) 監査役および会計監査人から、定期的な監査に加えて助言・指導を受けております。また、必要に応じて第三者専門家の意見等を取得しております。
- (4) 社則において「内部者取引管理規則」を定めるとともに、厳格に遵守する旨記載した「グループ企業倫理綱領」を定めるなど、関係会社を含めて内部者取引の未然防止に努めております。